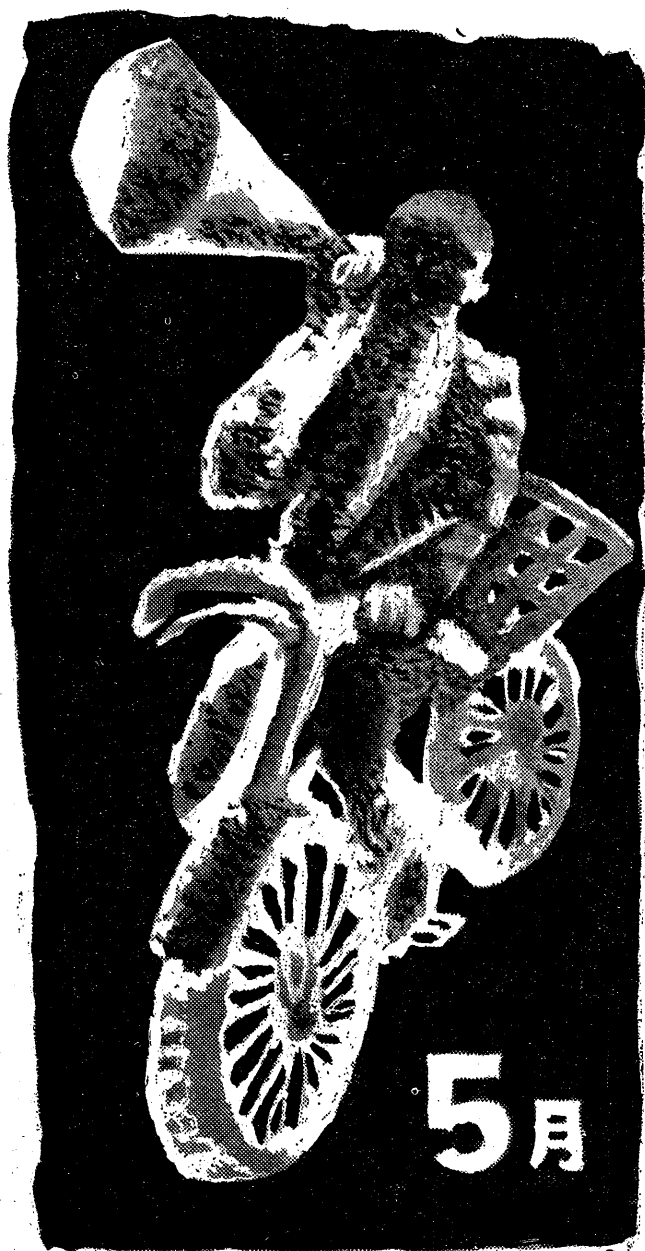


五月廿一



吉田一夫画

No.17 芦屋市弘報 1951

新選良の三十人

四月二十三日行われた市議會議員選挙の結果次の三十氏が当选ときまりました。

市議會議員

打出西蔵町二五	天王寺谷又之助
打出大東町八	松本正治
月若町四八	岡本義雄
月若町三五	神井清太
清水町三	助野種吉
平田町一五	逸見幸一
茶屋ノ町八七	久堀隆夫
山芦屋町七二	作田昇郎
三条南町一三ノ三	井田郎
奥山一ノ六	井田秋太
前田町一九	井田建次
打出親王塚町一八	芝田俊一
東山町七八	中田正夫
打出南宮町五二	鶴田正太郎
船戸町七五	井野辰之助
伊勢町一三	井野要次郎
岩園町九〇	松本皓男
岩園町六〇	朝日奈貞雄
打出春日町三〇	天寺谷忠左衛門
松浜町七〇	川越清
西山町八〇	鈴木木太
精道町九一ノ七	山本義郎
山芦屋町五九	福井慶夫
大原町二二二	細川嘉兵衛
山芦屋町七三	久野野
西山町二二七	堀谷重之
打出若宮町二〇	中田重
大榭町三八	土田忠
伊勢町二二	久保忠
川西町八〇	尾崎治

選挙の跡を顧りみる

投票区	区	市議會議員選挙			知事、県會議員選挙			平均率	順位
		有権者数	投票者数	投票率	有権者数	投票者数	投票率		
第一	精道町、竹園町、伊勢町、浜芦屋町、松浜町、平田町	2,975	2,728	91.70	2,987	2,338	78.27	84.99	2
第二	上宮川町、宮塚町、宮川町、具川町	1,908	1,825	95.65	1,917	1,512	78.87	87.26	1
第三	打出若宮町、打出浜町、打出西蔵町	1,832	1,550	84.61	1,835	1,311	71.44	78.03	7
第四	打出大東町、打出南宮町	2,261	2,064	91.29	2,263	1,642	72.60	81.95	5
第五	打出翠ヶ丘町、打出橋町、打出春日町、打出小徳町	2,177	1,816	83.42	2,188	1,452	66.36	74.89	12
第六	六麓庄町、岩園町、朝日ヶ丘町	794	675	85.01	795	529	66.54	75.78	11
第七	打出親王塚町、東山町、大原町	2,261	1,892	83.68	2,263	1,591	70.30	76.99	9
第八	山手町、奥山、東芦屋町	1,081	892	82.52	1,084	799	73.71	78.12	6
第九	山芦屋町、西山町、三条町	2,379	1,933	81.25	2,394	1,721	71.89	76.57	10
第十	船戸町、松ノ内町、月若町、西芦屋町、三条南町	2,912	2,403	82.52	2,918	2,092	71.69	77.10	8
第十一	業平町、茶屋之町、大榭町、公光町	2,158	1,933	89.57	2,164	1,711	79.07	84.32	3
第十二	前田町、清水町、川西町、津知町	1,864	1,683	90.29	1,868	1,378	73.77	82.03	4
計		24,602	21,394	86.96	24,676	18,076	73.25	79.83	

市告示

- 市告示第21号(三月二十日)

本年三月二十日日本市議会の議決を経て市警察職員給与条例中改正条例を左記の通り定める。

条例第6号(略)
- 市告示第22号(三月三十一日)

本年三月三十一日本市議会の議決を経て市警察手数料条例中改正条例を別紙の通り定める。

条例第7号(前号掲載)
- 市告示第23号(三月三十一日)

本年三月三十一日本市議会の議決を経て昭和二十五年年度市追加更正予算及び特別会計地方競馬費追加更正予算の要領は左の通りである。

(注)

一般会計
三二、四九一、五六一円更正減
競馬費
五一、六一六、七三一円追加
- 市告示第24号(三月三十一日)

本年三月三十一日本市議会の議決を経て昭和二十五年年度市追加更正予算及び同市三条追加予算の要領は左記の通りである。

記

芦屋市津知追加予算
第一款 公営企業及び財産収入
八六、五一二円追加

昭

和二十二年に新憲法が施行されて既に四年を経過、ここに第五年に入った今日、わが国民は新憲法をどうみているだろうか、どの程度の関心をもっているだろうか。知識人はかなりの関心を寄せているようですが、一般の人々は概して無関心なようにみ受けられる。私は皆さんがこの際新憲法に對し正しい認識をもつていただきたいと思うのです。毀争の議論は種々ありますが、今日日本で果して憲法があつてもなくてもよいものであろうか。ある人は新憲法が外人が作つた英文を単に日本語に翻譯したものにすぎないのだと言ふ。こんなことも正しく見極めていただきたいと思ふます。勿論新憲法は敗戦の結果ボツダム宣言を受諾したために生れたという外部的原因もあつたのですが、むしろそれを契機として世界の文化国の仲間入りするための必要上作られたものなのです。事実敗戦迄は日本は一等国だと自負していたのですが、冷静に眺めると凡ての面に於て後進国であつたのです。

新憲法の新精神

(要旨)
講師 金森徳次郎氏
五月八日
五芦屋高校
とところ

大変革を遂げて進歩して来たのであります。ひるがえつて日本ではどうであつたでしょうか。僅か数年前まで我々は極端にいうと、勳章や刑罰等につられて猿芝居ならぬ人間芝居を演じていたのではなかつたでしょうか。敗戦によつて我々は初めて人間らしい道を通らねばならぬとの自覚が生れ、それによつて新憲法が生れたのです。私は新憲法の起草者の一人として、これは今でも世界に誇り得る憲法だと思つています。私はこれが外国の影響を全然うけずに出来たとは思いません。又外国の憲法を参考したことも事実ですが、実際に鉛筆をひねつて起草したのは日本人である松本蒸治氏と、法務府の佐藤氏と私であつて、決して外人の作つた英文の憲法をつきつけられたのではないことを知つていただきたいのです。一部では自由な立場にある民間人の手で作られるべきものだという意見もあつたが結局政府の手によつて草案が出来たわけですから、この憲法は如何なる中味をもつていのでしょうか。人々の中にはその一面だけをとり上げて或いは国民主権の憲法だといひ、或いは平和主義のそれだといひ、併しそれはものの全体を言ひ現はしてはいないと思ふます。新憲法は一の根本原理とそれに基づく四原則から成り立つて居るのです。根本原理は万古不易ですが、別に「刻々変遷の心」ということがある。四年たてば世界情勢も変り、又私達の心持ちも変るものです。人間は万古不易の理想をもつて居る、これと共に刻々変遷の勢というものがあつて、この両者を綜合していかねばならないと思ふます。それではこの基本原理とは何でしょうか。それは人間一人一人が自己の判断をもつて居るもので自主性の認識といふべきものであります。主体性を認めるとき、私達は今までの行為につき反省批評を加えなければならぬ。道徳、芸術、言語、家庭生活等について考え直さなければなりません。特に政治の面で筋を通さねばならぬ。それでこそ進歩があるといふもの

- 第一款 財産売却代金
八六、五一二円追加
- 第一款 社会及び労働施設費
八六、五一二円追加
- 第一款 公会堂費
八六、五一二円追加
- 芦屋市三条追加予算
第一款 公営企業及び財産収入
一〇一、六二〇円追加
- 第一款 財産売却代金
一〇一、六二〇円追加
- 第一款 社会及び労働施設費
一〇一、六二〇円追加
- 第一款 公会堂費
一〇一、六二〇円追加

私は昨年一月渡米する前に、マツクアアサー元帥に会つたが、その時元帥の申されたことはが未だに忘れられません。曰く「世界の国々はどこでも大變革をして、始めて進歩向上しているものだ」と。即ち世界の進歩した国はいづれも必ず大きな脱皮作用をやつてこそ劃期的の發展を遂げているのです。例えば英國にあつては一二一五年國民が自分等の意思で作つた法律によつてのみ、或いは税金を納め、或いは裁判をうけるべきだといふ、自主的な大憲章(マグナ・カルタ)を時のジョン王につきつけたのです。

米國にあつては如何。米國人は一七七六年獨立宣言を發表して「人は自由であり、且つ平等である。これを脅すものには敢然と抵抗すべきである」と宣言したものです。仏國では一七八九年の大革命に於て、有名な人権宣言が發表された。「人間は自由で平等である。何人もこれを犯し得ない」旨をうたつたものなのです。かようにしてこれら諸國民は人間の權利を強調し

- 市告示第27号(五月四日)

五月十二日午前九時市役所に定例市議會を招集する件である
- 市告示第26号(四月二十一日)

市役所出張所設置規則の一部を改め即日施行するもの(岩園出張所を改め打出出張所岩園駐在所とする)
- 市告示第25号(五月一日)

市処務規則の一部を改め四月二十一日から施行するもの。
- 市告示第26号(四月二十一日)

市役所出張所設置規則の一部を改め即日施行するもの(岩園出張所を改め打出出張所岩園駐在所とする)
- 市告示第25号(五月一日)

市処務規則の一部を改め四月二十一日から施行するもの。
- 市告示第26号(四月二十一日)

市役所出張所設置規則の一部を改め即日施行するもの(岩園出張所を改め打出出張所岩園駐在所とする)
- 市告示第25号(五月一日)

市処務規則の一部を改め四月二十一日から施行するもの。
- 市告示第26号(四月二十一日)

市役所出張所設置規則の一部を改め即日施行するもの(岩園出張所を改め打出出張所岩園駐在所とする)

です。

次に四原則について申しますと、それは

- (一) 世界の永久平和を念願する平和の原則
- (二) 合理的な天皇制
- (三) 民主政治の形式を完備すること
- (四) 基本的人権の確保

第一の平和の原則は人間はお互いに愛し合わなければならぬという精神から出発していることは言うまでもありません。韓非子に所謂「衷心欣然愛人」、これこそ道德の根元の原理であります。この原則によつて憲法第九條の戦争放棄の規定が存する譯であります。しかし乍らこの戦争放棄ということに付ては今日盛んに論議されていることですから茲で少しく私見を述べたい。

第二章の標題「戦争の放棄」これはあくまで標題であつて、ことばの拙劣表現の不便さという性質上、第九條のうたつてい内容内容を適切に表わし尽くしていると言われません。この条文の内容をよく考えずに只この標題の言葉に拘わると、いかにもわが国は一切戦争をしないという風な印象をうけます。ではほんとうの中味は何かといえれば第一項は基本方針として侵略戦争はやらぬことを定めておる。併しながら自衛戦争については放棄してはいないのです。即ち正当防衛については何とも言及してはいないのです。次に第二項にはその方針に対する方法として、「戦力不保持の原則」と「交戦権を認めない原則」を樹てている。戦力不保持というものは例えば個人は正当防衛権を認められていないのと同断で、他の方法で防げる間は兵力をもつ必要がないし、又今後問題を起さないために兵力をもつことを遠慮したのであります。それから交戦権という言葉ですが、この権利は国が戦争をする場合、附随的に生じる権利を指すのでありつて、わが国の過去からこの権利を遠慮するというのです。

第二原則の合理的な天皇制については、理論上からみると、

保健婦事業について

終戦後におきます公衆衛生の向上はどんな社会の人々も認めらるるまでに進展致しております。これは伝染病の低下が最も良く表わしております。本年神戸市を中心として天然痘の発生を見ました。之が対策に致しまして第三次感染を見なかつた事は誠に喜ぶべき事でありませぬ。新憲法は我々国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと定められております。保健所は勿論の事でありませぬが、保健婦事業に於きましても、この憲法で示されております国が国民に与える保障の一端を担つているのであります。その責任たるや重大であると考えらるるのであります。保健所とは公衆衛生の指導監督者でありますし、又保健所自体が公衆への衛生教育の道場でありませぬ。保健所が疾病別の相談日をきめておりますのも衛生教育の一つの現れであります。もし結核患者も乳幼児も同時に取扱われれば乳幼児に結核を感染させる率も多くなりませぬ。

主権在民と天皇制とは正面衝突するかも知れない、が人間は社会に於て知識だけで生きられるものでなく、感情生活が必ず伴うものである。それで憲法起草当時国民の一般感情は九八％というものが天皇制維持に傾いてた。併し感情だけでは筋が通らない。抑々天皇の地位を考へるとき①人間としての天皇、②宗教的天皇、③政治的天皇、④国民の情操の中における天皇の地位、という風に分類できますが、③の場合を除けば他は何等国民主権の精神と関係のないものです。それで結局③の場合に於ける天皇の地位を否定できないが故に、国民の総意を背景として、天皇を国民統合の象徴とする天皇制を成立したのであります。

第三原則の民主政治の形式を完備する点ですが、これは要するに民主主義とは「価値の多元性」を認めることだと思ひます。最高絶対唯一の価値のみがあるのではなく、ぬらちの中心が世間に汎山あることを知るべきです。十人十色ということも尊ばねばならぬということもです。民主主義とは人民が人民のために人民による政治だと公式の様にわきまえておると大変まちがうことがあります。自分の意見は腹藏なく述べ、と同時に他人の説にも謙虚に耳を傾ける。アメリカでよく言われるのは Democracy and Co-operation ということばですが、コオパレーションとはいろいろ違つたものを合せるという意味です。西洋の議会にしてもその討議の様子が段々かわつてきたことに気付かれる。初め演説調であつたのが講義調となり、再転して談話調にかわり、皆が真にうちとけて自分の意見を交えていのが見受けられ、決して高い所から棒杖を打ちこむという風がないのには感心する次第です。多数決は多数なるが故に正しいのでなく、多数の場合大抵は正しいから正しいとされるまで、時には少数意見の方が真理をあらわす場合もあるということを知らなければなりません。

大変長らくお話しいたしましたので基本的人権の説明は割愛してこれを以て今日のお話を終ることといたします。

の自宅療養者をどの様にして療養指導をしたらいいかという事になりませぬ。この数多い自宅療養者が最も適切な医師の指導を受けていられるかと申しますとそうではなく、或る一部の人はそのうちでありませぬ。素人療養の生活をしておられます。この状態では家族内感染又は家族内発病を防ぐ事も出来ず一家全滅の感さへあります。それではその人達をどの様にして正しく療養指導をし、家族感染を防ぎ家族内発病を防止するかという事が現在の急務であります。この自宅療養の指導者として活躍しなければならぬのが保健婦であります。

この保健婦の家庭訪問によりまして家族感染を防ぎ、又家族の発病を防ぐ事が出来るのであります。これは私達保健婦が多年の経験から見た事実であります。本県は未だ保健婦規則の公布されてない昭和二年頃から県下の主要市町村に訪問看護婦を設置されて結核患者の家庭訪問指導が実施されてまいりました。この記録によりまして家庭訪問開始後に於きます家庭内発病が減少致しました事が示されております。しかし保健婦の家庭訪問は一人保健婦だけが独立して訪問指導を行う事は勿論でありませんが、より以上の効果を上げる為には医師の御協力がなくては出来ませぬ。何故かと申しますと医師の適切な治療と保健婦の実際的な看護指導によりまして正しく療養指導が出来るのであります。保健婦は医師が患者に与えられた指示を実行して頂く様に責任を持つておりませぬ。如何に立派な指示がお医者様から示されていたとしても、之を患者が実行されないのでは何の効果も得られないのであります。現在までの日本の状況では医師の指示が中間に浮いていた様な感があります。この際両者相俟て結核撲滅のために聖職を活かさなければなりません。一般公衆の人々は結核の正しい知識をこの職業の人達に学ばれ、結核を必要以上に恐れる事のない様、現在科学の力によりまして治されなくてはなりません。結核程治り易い病氣はないといわれております。これは結核に感染している人は三十歳以上になりませぬと九〇％以上でありますのに、その内発病する人は一〇〇人に二人といわれております。他の伝染病は感染すれば必ず発病するのであります。この事実を考えましても結核は感染しても知らない内に治

われる立会演説会の司会者を選管委員長佐々木清次と定める件

○告示第26号 市議選挙につき当委員会の行う候補者の氏名等の掲載の順序を定める件

○告示第27号 知事選挙につき四月十日当市で行われる立会演説会に於て選挙管以外のものので演説会の秩序保持のため必要な措置をとることのできるものを指定したるもの。

○告示第28号 市議選挙につき候補者の氏名等の掲示をする場所を定めたもの(以上四月十日)

○告示第29号(四月十一日)本年四月三日現在調で作成の補充選挙人名簿を四月十四日から十六日まで三日間、選挙委で午前八時半から午後五時までの間縦覧に供する件

○告示第30号(四月十八日)知事及び県議の同時選挙についてそれらの候補者の氏名等の掲載の順序を定めるくじの日時場所等を定める件

○告示第31号(四月二十日)知事及び県議の同時選挙につきその候補者の氏名等の掲示をする場所を定めたもの

○告示第32号(同右)市議選挙について選挙立会人となるべきものの五選(くじ)の日時場所等を定めるもの

○告示第33号(四月二十四日)本年四月二十三日執行の市議会議員選挙における当選人の住所及び氏名を公職選挙法第百一条第二項の規定によつて告示したるもの(別記)

○告示第34号(四月二十八日)四月二十八日の補充選挙人名簿確定の日における地方自治法に基く直接請求に要する五十分の一の数を五四五名、並びに三分の一の数を九、〇九一名とする件である。

市教育委員会告示

○告示第1号(四月十日)市教育委員会四月定例会を左記の通り招集する。

日時 四月十三日午後四時

場所 市教育委員会委員室

議案 一、市立学校退職教員に對する記念品贈呈について

★人事異動(四月三十日)

秘書課長 中村 精一

民生部長に補す

公安課長 山下米太郎

秘書課長兼公安課長に補す

土木課長に補す 堀 義春

つていふという事が証明されて
いるのであります。

保健婦の家庭訪問で常に注意
しております事は、主治医のい
られる場合は必ず電話か又は主
治医を訪問して療養指示を受け
る事に致しております。この主
治医との連絡訪問が仲々スムー
スに行かず、先生の往診とか不
在の場合、又中には「なんだ保
健婦か」との事で長時間待たれ
る事もしばしばあり、そのため
に訪問ケースが少くなると、な
げにいた保健婦も全国の総会
の時にありました。幸にして
当市に於きましては限りある人
員と限りある時間を有効適切に
使つて、簡単に明瞭に連絡訪問
が達成されて一人でも多くのケ
ースが訪問出来ております。事
は、医師会諸先生方の絶大なる
御協力と保健婦一同常に感謝致
してあります。この先生方の御
協力に勇気附けられ、一人でも
多くの人が、正しい療養指示を
実行に移され、そうしてその訪
問指導がより以上効果的であり
まして、自宅療養患者も入院療
養患者と同じく正しい療養が出
来る様に努めなければなりません。
芦屋市は日本に於きまして
文化都市として古くから知られ
ており、今回は国際文化住宅都
市として指定された事は誠に喜

ばしい事でありませう。しかしこ
の文化都市という根本は先ず市
民が健康である事でありませう。
健康な市民を作るのには美しい
環境が必要であります。美しい
環境とは衛生的見地からの美で

かねてより内閣では児童憲章
草案準備会を設けて児童憲章の
作成を進めていきましたが、この
程草案を得たので五月四、五兩
日の児童憲章制



こどもらの 幸福のために



定会議で正式に
定められ、五日
の「子供の日」
を以てその宣
言式が行われま
した。本市に於
ても五日午前十
時から宮川小学
校で市と教委の
共催で記念子供
大会を開きまし
た。まず木原児
童福祉司の児童
憲章のお話を初
めとして童話、
奇術、紙芝居、
お話回覧板、二
十の扉等があり
、集つた千三百
人の子供達は大喜びでした。
さてこのたび宣言せられた児
童憲章とはどんなものでしょう

ある事は勿論であります。今こ
ぞ保健婦が又保健婦が芦屋文化
都市建設の一員となりまして奉
仕する責任を痛感いたします。
(芦屋保健婦保藤藤田信子)

か、それは次代を背負うべき子
供等を心身ともに健やかに正し
く育てていくために、われわれ
が守らなければならぬ準則
をきめていくのです。もとより
子供の保護については新憲法に
由来する「基本的人権」にもと
ずき児童福祉法や教育基本法や
少年法ひいては学校教育法、労
働基準法等の特別法が施行せら
れていて、一応の措置は講ぜら
れてはいます。しかしながらお
よそ法律は最低限度の道徳であ
つて、その目的とする所は、何
といつても消極的作用に止まら
ざるを得ません。児童憲章はも
とより法律ではありません。だ
から強制力をもたせません。それ
は一つの道徳律なのです。私達
が何ものにも拘束されない自由
な意思によつて守らなければな
らない法則なのです。それ故に
こそこれは法律に見られない高
次の文化的意義を担うもので
す。私達はこの世界にも余り類
例を見ない進歩的な憲章の一つ
一つが、「紙に描かれた絵」に終

る様なことのない様、その真意
を実現するのに努力すべきだと
思います。

児童憲章

われらは日本国憲法の精神に
したがひ、児童に対する正しい
觀念を確立し、すべての児童の
幸福をはかるために、この憲章
を定める。

児童は人として尊ばれる。
児童は社会の一員として重ん
ぜられる。
児童はよい環境の中で育てら
れる。

- 一、すべての児童は心身ともに
健やかに生まれ、育てられ、
その生活を保障される。
- 二、すべての児童は、家庭で正
しい愛情と知識と技術をもつ
て育てられ、家庭に恵まれな
い児童にはこれにかわる環境
が与えられる。
- 三、すべての児童は、適当な栄
養と住居と被服を与えられ、
又疾病と災害からまもられ
る。
- 四、すべての児童は、個性と能
力に応じて教育され、社会的
一員としての責任を自主的に
果たすようにみちびかれる。
- 五、すべての児童は、自然を愛
し、科学と芸術を尊ぶように

- 六、すべての児童は、就学のみ
ちを確保され、又十分に整つ
た教育の施設を用意される。
- 七、すべての児童は、職業指導
を受ける機会を与えられる。
- 八、すべての児童は、その労働
において、心身の発育が阻害
されず、教育を受ける機会が
失われず、又児童としての生
活がまたげられないよう
に、十分に保護される。
- 九、すべての児童は、よい遊び
場と文化財を用意され、わる
い環境からまもられる。
- 十、すべての児童は、虐待、酷
使、放任、その他不当な取扱
いからまもられる。あやまち
をおかした児童は適切に保護
指導される。
- 十一、すべての児童は、身体が
不自由な場合又は精神の機能
が不十分な場合に、適切な治
療と教育と保護が与えられ
る。
- 十二、すべての児童は、愛とま
ことによつて結ばれ、よい国
民として人類の平和と文化に
貢献するようみちびかれ
る。

今年の市税のはなし

地方税法改正の概要

(一) はしがき

昨年の八月に現行の新しい地
方税制が生れましたが、何分根
本的な改正でありまして、納税
義務者相互の間の地方税負担に
は、急激に大きな変化をもたら
してあります。然し新地方税制に
ついて、その運営の實際に当
り、或は又経済界の推移にてら
せば、尙若干の改正が幸要であ
ります。差当り地方税の徴収制
度の改善と地方税負担の均衡化
を図ることを狙ひ、今回一部の
改正が行われることになりました。
即ち地方税改正の目的の第
一であります地方税徴収制度の
改善を期するものとして、市民
税について特別徴収の制度を選
択採用しました。第二の地方税
負担の均衡化と云う事につきま
しては法人に対する市民税に所
得割を設けました。又一市内に
二つ以上の事務所又は事業所を
持つ法人には一の市民税を課す
るだけに止めました。

前年中に十万円を越える所得
を有しなかつたものは、新に
市民税を課されないことにな
りました。不具者、未成年
者又は寡婦に対しても、所得
の種類が如何等によらず、こ
れらのものが前年中に十万円
以上の所得を得た場合は、市
民税が課せられる事になりま
した。

①一市内に二以上の事務所若し
くは事業所を有する法人、又
は法人でない社団、若しくは
財団も事務所又は事業所ごと
に納税義務を有するものとは
せず、これを一の納税義務者
として取扱うものとされまし
た。即ち、一市内に数停留場
を持つ鉄道会社に対し、それ
らの停留場ごとに市民税が課
されていた譯ですが、改正法
案では一の市民税しか課され
ないわけでありませう。

B 課税標準と税率
1 個人に対する市民税の課税標
準及び税率
①均等割の額を、制限税率も標
準税率も一律に百円づつ引下
げられました。人頭税は軽減
が望ましいという趣旨であり

A 納税義務者
①年令六十五才以上のもので、

(二) 市民税

C 賦課期日
賦課期日は一月一日(昭和二十
十六年度においては四月一日

②昭和二十六年年度の個人に対
する市民税の所得割の課税標
準は一、所得税額二、課税総
所得金額又は三、課税総所得
金額から所得税額を控除した
額、のいずれかを市は自由に
選択することが出来ます。所
得税額を採用の場合は所得税
の百分の十八とします。

2 法人に対する市民税の所得割
の課税標準及び税率。
法人に対しても新に所得割を
課するものとされました。法
人の所得割の課税標準は法人
税額であります。(但し、積
立金に対するものを除く)法
人税額には法人税法第十条の
規定によつて控除される所得
税額(法人が支払をうける利
子所得又は配当所得のうち利
息の配当金額の百分の二十の
額)を加算したものが法人税
法による利子税額、過少申告
加算税額、無申告加算税額、
重加算税額及び延滞加算税額
は含まないものであります。
そうして法人の所得割の税率
は標準税率を十五%、制限税率
を十六%をこえることが出来
ないであります。

()と改められ、現行の六月一
日を若干繰上げられたわけで
あります。市が源泉徴収しよ
うとする場合には四月十五日
(昭和二十六年年度に限り六月
十五日)までに源泉徴収にか
わる所得割を個人別に算定し
て、給与の支払者に通知しな
ければならないことになつて
居るので、それまでに相当な
調査の期限をおこななければな
らない事情もあつて、この賦
課期日を繰上げられた譯であ
ります。

D 徴収の方法
次の二つの場合のほかは現行
通り普通徴収の方法によるも
のとしてあります。

(イ) 個人に対する市民税の
うち、前年に於て給与の支払
をうけたものにかかる市民税
にありましては、均等割と給
与所得にかかる所得割の額に
限り市の選択によつては特別
徴収の方法を採用することが
出来ます。

(ロ) 法人に対する市民税の
うち法人税割については納税
義務者から申告納付しなけれ
ばならないものとしてありま
す。

E その他
従来寡婦について色々疑義が
あつたので、特に規定を設け
て寡婦とは、女子で離婚し若
しくはその配偶者が死亡した
後婚姻をしていないもの、又
は妻で夫の生死が明らかでな
いものの中、扶養親族を有す
るものをいう事とされました。
従つて扶養親族を有しな
い未亡人は単に未亡人である
が故に、必ずしも市民税につ
いて非課税の取扱を受けるこ
とは出来なくなるわけであり
ます。然しながら従前は十八
才以上の子女を有しておれば

それだけで非課税の特権を失うものとされていたが、改正法では十八才以上の子女を有して居ても前年の所得が十万円以下である場合には、尙非課税の特権を失わないものとされています。

(三) 固定資産税

A 納税義務者
固定資産税の納税義務者は所有者であり、その所有者とは土地又は家屋については土地課税合帳、もしくは土地補充課税合帳、又は家屋課税合帳もしくは家屋補充課税合帳に所有者として登録されているものをいうものとされています。名義人が死亡している場合は現に所有しているものが納税義務者となるものとされたのであります。そして免税点は土地家屋及び償却資産のそれぞれの別に計算する方式を、昭和二十六年以降では償却資産に対する固定資産税の免税点を三万円に引上げられ、土地と家屋の免税点は現行通りそれぞれ一万円に据え置かれました。

B 徴収の方法
(イ) 昭和二十六年分固定資産税の納期は四月、六月、九月及び十二月とし、昭和二十

十七年度分以後の納期は四月、七月、十二月及び二月中において市の条例で定めることを原則とするものに改められました。

(ロ) 昭和二十六年分固定資産税を課する農地の価格も、既に統制価格が撤廃されているので、昭和二十六年九月三十日迄に本決定するものとし、最終納期前の各納期において納付する農地に対して課する固定資産税の額も、他の土地や家屋に対して課する固定資産税の場合と同様、昭和二十五年の例によつて算定した額を納期の数で除して得た額とするものとされました。

C 評価額の決定
(一) 固定資産評価審査委員会の定数増加
現行法では固定資産評価審査委員会の委員の定数は三人であります。処置すべき事務

税目	回数	月	別	賦課期日
市民税	四回	六月、八月、十月、一月		四月一日
自動車税	一回	五月		四月一日
自動車税	一回	六月		四月一日
固定資産税	四回	四月、七月、十二月、二月		一月一日

(税務課庶務係長山村鶴千代)

が多いと認める市は条例によつて委員の定数を十五人迄に増加する事が出来ます。委員会の部会にどの程度まで権限をもたせるかという事は、三人である以上、二人以上の出席があり又二人以上の同意があれば決定することが出来ます。

(二) 道府県知事の評価の権限
船舶、車輛、鉄道、軌道、発送配電施設等の固定資産で地方財政委員会が指定するものの中、関係市町村が一道府県内のもは道府県知事(現行地方財政委員会)が評価するものとされました。
次に市中の定期の税納期(新市会にて決定されますが)は大体次の通りでありますから市民各位は予定計画を立てられま

モデルスクール誕生

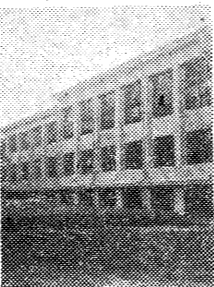


竣工した宮川小學校舎

文部省より指定された全七校のモデルスクールのトップを切つて、四月十四日宮川小學校の新校舎が竣工しました。トップを切つたというだけでなく、その設備の面でも文部省から激賞を受けたものが私共の芦屋市に生れたのです。

その特長のあらましを見てみましょう。特に児童の衛生については、心理的にも明るく楽しく勉強出来る様に、注意の上にも注意を払つて造られました。例えば校舎の外壁、教室の壁の色彩は市美術協会の吉原先生の御意見を入れ、落着いた然も暗くない色が塗られてあります。又特別教室には太陽光線に最も近い蛍光灯をつけました。南向きの高さ二米半もある大きな窓は上下二段に分けられ、下段は透明硝子で眺望用に、上段は拡散硝子で壁の凹凸と相俟つて外からの光線を屈折乱反射させて、室内万遍なく明るくなるよう工夫してあります。落着いた

岩園校舎落成す



岩園校舎落成す

疏通するといふもんだね。
B そこで始めて双方が信頼できるようになり、市役所も市民も一体となつて自分等の町をよくしていくと協力できるようになるといふもんだね。
A それじゃ役所は一体どんな手段で弘報活動をするんだ。
B そりやいろいろやり方はあるよ。まづ「知らせる」方では弘報誌、ポスター、パンフレット等を発行して市政や市役所の行事や動静を知らせる。又ラジオ、映画、紙芝居、巡回弘報車等でこちらの知らせたいことを説明する。「知る」方面では時々与論調査やアンケートを実施する。投書や陳情をうけ入れ、討論会や公聴会を通じて民意をきく等さまざまの手段がある。

A よく分つた。政治のほんとうの姿をそのまま知らして貰う、他方こちらの言いたいことを十分に言わしてもらおう。それこそ役所と人民との間に意思が

弘報問答

A 今日は一つ弘報ということについて聞きたいのだが、一体弘報とはどんなことをするものかね。
B それは良い質問だね。近頃弘報という言葉がよく言われるが、どうもこれを使っている本人でもはつきりしたことをわきまえていないようで誠に心細いことだ。
A 誠にどうも相済みません。所で以前には耳にしない言葉だね。
B そりやそうだ。弘報ということとは言わば民主主義の申し子のようなものだから、アブレダール派の一つだ。
A そうすると終戦後唱えられ出した民主主義にもとづく新しい仕事らしいね。
B うん、一体民主主義は「人民の、人民のための、人民による」政治というんだらう。
A 実際今までの政治のやり口は「知らしむべからず、よらしむべし」だつたからなあ。
B そうなんだ。それでこの民主主義の根本原則は大いに結構だが、ちや一体どんな方法をとるとこの原則がうまく実現すると思ふ?
A そうだなあ。そりや矢張り

★赤十字の

資金募集

○助けをもとめる気の毒な人達と、他人を助けようとする親切な人達が、赤十字を通じて結ばれます。

○地震や洪水のときに、火傷をした幼児を救つたり、けがをした人の手当をする救護員の勇ましい話は、おききになつたでしょう。

○世界を一つに結び大きな平和



☆白い羽根運動

日赤募金運動が五月中展開せられます。果の目標額千八百万円中、本市の目標は二十五万七千円で昨年よりは五千円増加しています。どうか皆様の深い御理解と、絶大な御協力を御願いたします。

期間 五月一日—三十一日

郷土史話

芦屋の石器時代の遺跡

故福原会下山人稿

芦屋の地は現今こそ人家が密集して、川には汚水も加わり、山も大分荒れては居るが、古来、後に深山を負い、山の南面は緩勾配が野となつて前面に遠浅の海を控えて居る。その上清冽な水は東に西に清く流れて居るのである。この天然の良地に原始時代の遊牧人が悠々と閑日月を送つて居たのである。由来、天然の美地は悠々と日月を消すのに具合の良いことは、五千年余の昔も今も交りは無く、現今では芦屋の地はこの天然を愛する遊牧、否、今日の優勝民族が閑日月を送る為、住宅の地と選んで居る。

朝日は河内国の生駒山からのつと出て難波潟に金波銀波を泛べ、夕日は淡路島に落ちて銀波洋々。山には猪、鹿、猿、狐、狸、鳥類が多く住み、海には甘美な魚介に充ちて居る。此の環境の中で、豊かな生活に絶えて浮世の苦も知らず、只コトコト

には今も尚、精巧な石簇を発見出来、大雨のあつた翌日などは赤粘土の表面に破片と共にその半身又は全身を現わしている事は珍らしくない。これ等の石簇を所有して居る人としては神戸史談会幹事の川辺賢武氏や若い学徒の若林泰等がある。質は黒耀石又は燧石の類が多い。此処で石器の採集を始めたのは、四十余年前の事であるがまだまだ多くの種類が、注意の上にならば、意図外に見出せる事と固く信じて疑わないのである。

今日までに原始時代の遺跡地という事が確かに定まつているのは芦屋川の西から岡本の元梅林までで、それから西は住吉から篠原の山手までである。本庄村には石庖丁や石杵などが発見され、御影からは石斧が発見されているが、これは極低地の現今の町中とか村中から出て居る。これ等は久しい間の大雨、大水、川の變流によつて上手から土砂と共に流れて来たかと考される。何故ならば現今の海岸線と五千年前の海岸線とは地質上一見して解るのである。岡本の地では瑪瑙の破片などが散乱して居た。この地は芦屋の山手以上に多くの石器を出して居る。これは近來多くの土木建築の開墾による結果に伴う発見である。

今は昔、未だに土俗間に言い伝えられる、梅は岡本、桜は生田、松のよいのは湊川、惜しいかな梅も桜も松も今いづこ、芦屋及西隣の三条の山手の最近の開拓には一驚する。石器時代の遺跡地と、知つてか知らずか、多くは知られずに開發されて了つたのである。今後一寸でもこれ等に注意して貰えば、必ず得る処もあり、古代文化遺跡地としての価もある譯である。

要するにこの民族は耕して食を得る術も、織つて衣を製する術も知らなかつたのか、自然の儘に生を送つたものらしく、或る他の優等な民族の為に迫害を受け、甲地より乙地に転々移住し、簡素な生活を営んだもののようにある。その遺物も多くは迫害のために遺棄したもの、或は使用して既にその用を失つた器具等である。

彼の独木舟等は、彼等が石斧、石鑿を用いて巧に造り上げ、どんな波濤も凌いで航海し、幼稚な民族とは言い乍らこの様に安全に生活して居た事は殆んど不思議と言わなければならぬ。今、この独木舟の製法を考えて見よう。物と物とのマサツに依つて発火し、火を使用する事を知つた彼等は、先ず独木船にする大木の根元に多くの枯木を集め、それに点火

市民の聲を募る

皆さんのお気付きになつたこと、この市のためになるようなことは何でもどしどしお教え下さい。市役所は皆さんの建設的な御意見や御希望をお待ちしています。余り上の方まで火をやらな

主な内容

- 新選良の三十人
- 選挙の跡を顧りみる
- 告示(市、選管、教委)
- 新憲法の問題
- 保健婦事業について
- 今年市の幸福のために
- モデルスクールの誕生
- 赤十字募金
- 弘報問答
- 庁内短信
- 教委より
- 芦屋の石器時代の遺跡

12 11 10 9 9 8 7 6 5 3 2 2 2